

令和7年度 行政監査実施結果

地方自治法第199条第2項及び山梨県監査基準第2条第1項第2号の規定に基づき実施した令和7年度行政監査の結果は、次のとおりである。

第1 監査の概要

1 テーマ

長期にわたり多額の補助金等を交付している事務の手続及び事業の効果等について

2 テーマ選定理由

住民の福祉の増進や経済活動の支援等、一定の行政目的を達成するため、各種の補助制度等に基づき、長期にわたり多額の補助金等を交付するケースが見受けられる。

一方で、社会経済情勢は急激に変化していることから、「住民の福祉の増進」が図られているか、「最小の経費で最大の効果」を挙げているか、「組織及び運営の合理化」が図られているかについて、特に意を用いるほか、事務の執行が法令の定めるところに従って適正に行われているかどうかについて検証することが求められる。

このため、事務手続面も含めた補助制度の内容を検証し、必要に応じ業務の改善を図ることを目的に監査を実施する。

3 監査対象事務

令和6年度時点において、制度創設から10年以上経過し、5年連続して毎年度10億円以上を県が交付している補助金及び交付金。ただし、地方税法に基づく交付金を除く。

4 監査の着眼点

監査は主に次の着眼点に基づき実施した。

- (1) 事業に関する交付要綱や要領等は適正に定められているか。
- (2) 事務手続きは適正に行われているか。(補助金額等の算定、申請、報告、交付決定等)
- (3) 事業の実施により期待される効果を挙げているか。
- (4) 社会経済情勢の変化に伴い必要に応じ制度の見直しが行われているか など

5 実施期間

令和7年6月3日から令和7年11月5日まで

6 実施方法

監査対象機関に対し調書及び関係書類の提出を求め、事務局職員が書面監査及び関係職員から聴き取りを行う実地監査を実施した。

第2 補助金等の交付事務の概要

補助金等の交付事務については、地方自治法のほか、山梨県財務規則、山梨県補助金等交付規則等の規定に基づき執行されている。

山梨県補助金等交付規則では、補助金等交付申請者が書面による交付申請を行い、県が審査後に交付決定を行う。補助事業等の完了後、補助事業者が実績報告書を県に提出し、県が審査後に補助金等の額を確定し、当該補助事業者に通知することが基本的な手順となっている。

なお、会計事務ガイドブック（山梨県出納局作成）では、補助金等について次のとおり説明している。

○ 補助金

特定の事業研究等を育成助長するために、県が公益上必要があると認めた場合に補助するもの。

○ 交付金

一般的には、法令、条例等で市町村あるいは組合等に対して県の事務を委任又は委託している場合において、当該事務処理等の報償として交付するもの。

関係法令条文

【地方自治法】(抄)

(寄附又は補助)

第232条の2 普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。

【山梨県補助金等交付規則】(抄)

(補助金等の交付の申請)

第4条 補助金等の交付の申請（契約の申込みを含む。以下同じ。）をしようとする者は、補助事業等の目的及び内容、補助金等の額その他必要な事項を記載した申請書（契約の申込みにあつては契約申込書）に次に掲げる書類を添えて、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

一～四 略

（補助金等の交付の決定）

第5条 知事は、補助金等の交付の申請があつたときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行なう現地調査により、補助金等を交付すべきものと認めたときは、すみやかに補助金等の交付の決定（契約の承諾の決定を含む。以下同じ。）をするものとする。

2 略

（実績報告書）

第12条 補助事業者等は、補助事業等が完了したとき、又は第6条第1項第3号の規定による補助事業等の廃止の承認を受けたときは、補助事業等の成果を記載した補助事業等実績報告書に別に定める書類を添えて知事に報告しなければならない。補助事業等が完了しない場合において補助金等の決定に係る県の会計年度が終了したときも、同様とする。

2 略

（補助金等の額の確定）

第13条 知事は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の実績の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行なう現地調査により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者等に通知するものとする。

第3 監査結果

各部局に対し調査を実施した結果、監査対象は5事業であることを把握した。その後、監査対象機関に対し調書及び関係書類の提出を求め、事務局職員が書面監査及び関係職員から聴き取りを行う実地監査を実施した。

1 監査対象補助金等の趣旨

監査対象は次の5事業であり、関係法令や各交付要綱による補助金等の趣旨は、次のとおりであった。（金額は令和6年度交付額）

(1) 山梨県私立学校運営費補助金（まなび支援課） 3,151,874千円

- 山梨県私立学校運営費補助金交付要綱（抄）

第1条（趣旨）

私立学校（私立の高等学校、中学校、小学校、幼稚園及び幼保連携型認定こども園並びに専修学校及び各種学校をいう。）の教育条件の維持及び向上並びに私立学校に在学する生徒、児童及び幼児に係る修学上の経済的負担の軽減を図るとともに私立学校の運営の健全性を高め、もって私立学校の健全な発達向上を図るため、予算の範囲内において学校法人に対し補助金を交付する。

(2) 山梨県私立高等学校等就学支援金（まなび支援課） 2,022,314千円

- 高等学校等就学支援金の支給に関する法律（抄）

第1条（目的）

高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができるることとすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。

- 山梨県私立高等学校等就学支援金交付要綱（抄）

第1条（趣旨）

高等学校等就学支援金の支給に関する法律第6条に規定する高等学校等就学支援金（以下「交付金」という。）の取扱いについては高等学校等就学支援金の支給に関する法律その他関係政令及び省令並びに山梨県補助金等交付規則に定めのあるものほか、この要綱の定めるところによる。

(3) 山梨県重度心身障害者医療費助成事業費補助金（障害福祉課） 1,343,216千円

- 山梨県重度心身障害者医療費助成事業費補助金交付要綱（抄）

第1条（趣旨）

重度心身障害者の保健の向上に寄与し、福祉の増進を図るため、市町村が行う重度心身障害者に対する医療費助成事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

(4) 山梨県演習場交付金（森林環境政策課） 1,830,066千円

- 山梨県演習場交付金交付要綱（抄）

第2条（目的）

北富士演習場と植樹用貸地、部分林等の地元利用の2つの土地利用関係を両立させるこ

とにより、北富士演習場の円滑な使用を図ることを目的とする。

(5) 山梨県小規模事業経営支援事業費補助金（産業政策課） 1,057,893 千円

- 山梨県小規模事業経営支援事業費補助金交付要綱（抄）

第1条（補助金交付の目的）

商工会若しくは商工会議所又は山梨県商工会連合会の行う小規模事業者の経営の改善発達・活動支援、合併した商工会への支援のための事業の充実を図るとともに、商工会に対する山梨県商工会連合会の指導の推進を図り、もって小規模事業者の振興と安定に寄与することを目的とする。

2 着眼点に基づいた監査結果

(1) 事業に関する交付要綱や要領等は適正に定められているか

監査対象5事業のうち4事業においては、山梨県補助金等交付規則に基づく個別の交付要綱が適正に定められていた。

また他の1事業は、地方自治法第232条の2に基づく個別の交付要綱が適正に定められていた。

要綱や要領等が適正に定められているか	事業数
いる	5
いない	0
計	5

(2) 事務手続きは適正に行われているか（補助金額等の算定、申請、報告、交付決定等）

監査対象5事業すべてにおいて、個別の交付要綱に定められた事務手続きを適正に行っていた。

事務手続きは適正に行われているか	事業数
いる	5
いない	0
計	5

なお1事業については、令和6年度の変更交付決定通知書の決裁途中において、根拠書類一式が綴られたファイル1冊を予算担当課が溶解書類として処理したと考えられる事務処理ミスの事案があった。現在は、起案に際して書類を電子化して回議を行うなどの改善が図られている。

(3) 事業の実施により期待される効果を挙げているか

監査対象 5 事業すべてにおいて、制度目的に沿った効果を挙げているものと認められた。

事業の実施により期待される効果を挙げているか	事業数
いる	5
いない	0
計	5

(4) 社会経済情勢の変化に伴い必要に応じ制度の見直しが行われているか

監査対象 5 事業のうち 4 事業は、社会経済情勢の変化に伴い必要に応じ制度の見直しが行われていたが、他の 1 事業は制度創設時から現在まで、基本的には見直しが行われていなかった。

必要に応じ制度の見直しが行われているか	事業数
いる	4
いない	1
計	5

【見直し内容例】

- 山梨県私立学校運営費補助金
職業実践専門課程の運営に必要な経費を新たに補助対象とした。
- 山梨県私立高等学校等就学支援金
所得が一定額に満たない者のうち、多子世帯（第 3 子以降）に対する加算を拡充した。
(県独自の制度による)
私立高等学校授業料の支援対象者を拡大した。（令和 7 年度～）
- 山梨県重度心身障害者医療費助成事業費補助金
医療費の助成方法について、窓口無料方式から自動還付方式に変更した。
- 山梨県小規模事業経営支援事業費補助金
経営指導員の配置基準として県独自に組織率（会員数）を設定し、地域産業活性化への努力が反映される内容へ変更した。

第4 監査結果に基づく意見

地方自治法第199条第10項に基づき、監査の結果に関する報告に添えて提出する意見は、次のとおりである。なお、意見の内容については、監査対象機関等に文書で通知し、監査の結果とともに公表する。

1 交付要綱や要領等の整備について

いずれの補助金・交付金も、地方自治法や山梨県補助金等交付規則等に基づく要綱が整備されている。

2 事務手続きの適正性について

いずれの補助金・交付金も、地方自治法や山梨県補助金等交付規則等に基づく要綱に基づいて、適正に事務手続きが執行されている。

3 事業実施による効果について

山梨県演習場交付金（同特別加算交付金を除く。以下同様。）以外の補助金・交付金については、いずれも、山梨県補助金等交付規則に定められている「交付申請」、「交付決定」、「実績報告」及び「額の確定」といった書類が整備されており、地方自治法第232条の2に規定する公益上の必要性は確認できた。

一方、山梨県演習場交付金については、「北富士演習場と植樹用貸地、部分林等の地元利用の2つの土地利用関係を両立させることにより、北富士演習場の円滑な使用を図ることを目的」としているが、その性質は県が土地を演習場として使用されることにより林業経営等が阻害されたことに対する補償と考えることができ、結果的に交付目的は達成されている。

4 社会経済情勢の変化に伴う制度の見直しについて

山梨県演習場交付金以外の補助金・交付金については、特段の見直しの必要はない。

山梨県演習場交付金は昭和25年に演習場として接收された際に、賃貸借契約、部分林設定契約又は山梨県恩賜県有財産管理条例に基づく入会慣行の承認といった形式的な違いはある、それぞれの土地における林業経営等が阻害されたことに対する補償として段階的に支払いが始まった。当時は木材の対諸物価価格も現在と比べて相対的に高く、県の土地を使用して木材を生産し、また県の土地に入り下草やキノコ類などいわゆる林野雑産物を探ることは生活基盤そのものを構成する行為であった。したがって、演習場の接收によりこれらの行為が阻害されることとなる補償として、土地所有者である県が交付金を交付することに公益上の必要性はあった。

しかし、現在その補償額（約18億3,000万円）を見れば、賃貸借契約だけに着目しても、賃借人が県に支払う賃料額は年間約1,500万円に対し、県が賃借人に支払う金額は、試算では約6億2,000万円と40倍以上の開きがある（令和6年度分）。これは土地の使用を阻害された補償に演習場の円滑な使用という公益上の必要性を加味したとしてもいかにもアンバランスに過ぎる。加えて、立木の収穫適齢期は一般的には50年であり、林業収入や下草や山林収穫物が生活の基盤となっていた接收当時は格別、接收から75年が経過した現在の山林との関わり及び生活環境は大きく変化している。

もとより「演習場の円滑な使用」という公益上の必要性の観点から交付金を支出することに

は何ら問題はない。よって、今後の交付金の在り方について、歴史的経過及び社会経済情勢の変化を十分踏まえた上で検討に努められたい。

5 総括的な意見

今回、多額の補助金・交付金を支出しているものについて行政監査を行ったが、山梨県演習場交付金以外は山梨県補助金等交付規則に基づき交付申請、実績報告がなされ制度目的に沿った支出がなされているものと認められる。

一方、山梨県演習場交付金については、制度発足から 75 年が経過していることから、今後の在り方について社会経済情勢の変化を踏まえ検討されたい。